

2019 年度第 1 回専門部会(アイヌ FPIC)開催報告

2019 年 12 月 6 日に「永田町ビル 4 階 日本治山治水協会会議室」において第 1 回専門部会（座長：餅田 弘之；大日本山林会副会長；筑波大学名誉教授）を開催し「SGEC のアイヌ民族に対する FPIC 実施の手引き(ガイド)」制定に係る作業用原稿案を審議した。

事務局から作業用原稿案を説明し、専門部会参加者からは原案に対する実務的修正意見が述べられた。審議結果は、同ガイド最終案としてとりまとめ、2020 年 1 月 1 日に施行（移行期間：2020 年 3 月末まで）した。

なお、本専門部会開催に先立ち、利害関係者と意見交換して作成した事務局を作業用原稿案として SGEC の HP 上に公開し、広く一般からの意見を求め、また、専門部会も一般公開会合とした。また、開催に当たり、北海道アイヌ協会の佐藤事務局長、北海道大学アイヌ研究センターの落合准教授を招聘し、落合准教授の講演の後、議事に入った。

参加者の会合での地位は、北海道アイヌ協会の佐藤事務局長、北海道大学アイヌ研究センターの落合准教授は、アドバイザー、林野庁、北海道庁の行政関係者はオブザーバー、その他の参加者（事務局をのぞく）は、今次会合の専門委員（同会場で専門委員となることにつき同意することを確認）として会合に参加した。

事務局から作業用原稿案を説明し、専門部会参加者からは原案に対する実務的修正意見が述べられた。審議結果は、同ガイド最終案としてとりまとめ、2020 年 1 月 1 日に施行（移行期間：2020 年 3 月末まで）した。

上記「SGEC のアイヌ民族に対する FPIC 実施の手引き（ガイド）」は、下記 URL 参照

<https://sgec-pefci.jp/d/20200107HP-2019ainu-fpic-guide.pdf>

別添 参考資料 アイヌ民族に対する FPIC 関連文書の制定・改正経緯

—2015 年 10 月相互認証直前—2019 年 12 月現在—

なお、2019 年度のアイヌ民族に対する FPIC 実施の手引き（ガイド）」制定にかかる SGEC の主要会合は、下表のとおりである

2019年度SGECのアイヌ民族に対するFPIC運用ガイドの検討経緯(ガイド)	
実施時期	検討の経過
2019年3月7日	北海道アイヌ協会からSGEC森林認証とアイヌFPICに関し意見聴取(北海道アイヌ協会のSGEC事務所立ち寄り時の情報交換)
2019年3月27日	SGEC3月理事会 2019年度事業計画でアイヌ関連規定の検討指示
2019年4月	国会は、アイヌ新法(「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」)を制定(法律第31号 5月25日施行)
2019年5月	アイヌ新法のSGEC部内勉強会開催(講師:林野庁業務課担当課長補佐)
2019年5月	アイヌ民族に対するFPICの運用ガイドラインSGEC事務局案の検討を開始
2019年6月	アイヌ民族に対するFPICの運用ガイドライン案に関するFM認証事業者との情報交換・案の修正
2019年7月	FPIC運用ガイドラインFPIC事務局案に関する北海道アイヌ協会及び北大アイヌ先住民研究センターとの意見交換(梶谷事務局長、中川理事、高原参与)
2019年8月	北海道アイヌ協会主催のシンポジウム(森林認証とアイヌFPIC)にてFPICにパネリストとして参加(梶谷事務局長、高原参与)意見交換
2019年9月	FPIC運用ガイドラインFPIC事務局案に関する北海道アイヌ協会及び北大アイヌ先住民研究センターへの説明・修正
2019年11月	FPIC運用ガイドラインFPIC事務局案に関する北海道アイヌ協会及び北大アイヌ先住民研究センターへの説明・修正
2019年11月	SGEC専門部会(公開)開催の公示(HP)
2019年11月	SGEC専門部会参加者他「SGECのアイヌ民族に対するFPIC実施の手引き(ガイド)」SGEC事務局WG案の開示(HP)
2019年12月6日	SGEC専門部会で上記SGEC事務局WG案を説明審議)
2019年12月中下旬	専門部会出席者意見を受けた上記事務局WG案の調整
2019年12月中下旬	北海道内関係事業者との事務局WG案の調整案に対する情報交換
2019年12月中下旬	事務局案の確定
2020年1月1日	「SGECのアイヌ民族に対するFPIC実施の手引き(ガイド)」のHP公示
2020年1月上旬	「SGECのアイヌ民族に対するFPIC実施の手引き(ガイド)」の利害関係者への周知(専門部会開催案内対象者)への周知(電子メール)
2020年2月20日	「SGECのアイヌ民族に対するFPIC実施の手引き(ガイド)」の利害関係者への周知(北海道地方森林認証セミナー)
	注:本ガイドに関しては、PEFCへの報告はしない